

令和7年度六戸町空き家リフォーム事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、町内の空き家の利活用により移住を促進するため、空き家をリフォームする者に対し、令和7年度予算の範囲内において、六戸町空き家リフォーム事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、六戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年六戸町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する長期間にわたって居住されていない一戸建ての住宅であり、かつ、六戸町空き家バンク実施要綱（令和元年六戸町告示第59号）第4条第4項の規定により登録されたものをいう。
- (2) 移住者 六戸町以外の市区町村に住民登録をしている者であって、六戸町に移住するものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、空き家の維持補修及び機能向上のために行う別表に掲げるリフォーム工事をいう。ただし、次の各号いずれかに該当するものを除く。

- (1) 補助金の交付決定前に、工事請負契約を締結し、又は工事に着手したもの
- (2) 他の制度等による補助金等の交付を受けて行うもの
- (3) 事業の完了予定が令和8年2月13日以後のもの
- (4) その他補助事業として適当でないと町長が認めるもの

(補助対象物件)

第4条 補助事業の対象となる空き家（以下「補助対象物件」という。）は、登記事項証明書等に表示された床面積が50平方メートル以上の家屋であって、当該床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものであること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、営利を目的とする法人を除く。

- (1) 移住者に売買又は賃貸することを目的に、自らが所有する空き家のリフォーム工事を行う者
- (2) 前号の補助対象物件の所有者が死亡している場合は、その相続人
- (3) 自ら居住する目的により空き家を購入し、1年を経過しない移住者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者となることができない。

- (1) 令和6年度から補助金交付申請時までにおいて納付すべき個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（以下「個人住民税等」という。）について滞納している場合
 - (2) 本人又は同一の世帯に属する者が、過去に六戸町空き家リフォーム事業費補助金の交付を受けた実績を有する場合
 - (3) 本人又は同一の世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である場合又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- 3 第1項第1号及び第2号に該当する補助対象者は、10年以上利活用を継続しなければならない。

（補助事業に係る工事施工業者）

第6条 施工業者は、第三者に対し工事の全部の施工を委託、又は請け負わせてはならない。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象物件のリフォーム工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1,000,000円を限度とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第9条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和7年度六戸町空き家リフォーム事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事見積書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。）
- (2) 位置図及び写真
- (3) 補助対象物件の登記事項証明書又は床面積がわかる書類
- (4) 補助対象物件の所有者又は相続人であることを証する書類
- (5) 申請者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの。法人その他の団体からの申請の場合を除く。）
- (6) 登記事項証明書、認可地縁団体証明書等の写しで、所在地、名称及び代表者名がわかるもの（個人からの申請の場合を除く。）
- (7) 申請者の個人住民税等の納税証明書
- (8) 所有者が複数の場合は、他の所有者の同意書（様式第2号）
- (9) 相続人が複数の場合は、他の相続人の同意書（様式第2号）
- (10) 第8号から第9号に規定する同意書を添付する場合は、当該同意をした者の印鑑証明書

(11) 空き家を購入して1年を経過しない移住者の場合は、売買契約書の写し

(12) 空き家の所有者及び相続人の場合は、利用確約書（様式第3号）

3 第1項の申請書は、令和7年12月26日までに提出しなければならない。

4 交付申請は、令和7年度の予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。

5 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

（交付の条件）

第10条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

(1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和7年度六戸町空き家リフォーム事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けること。ただし、補助金交付申請額を増額することはできない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和7年度六戸町空き家リフォーム事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助事業に係る法令等を遵守すること。

（交付決定）

第11条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和7年度六戸町空き家リフォーム事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）とし、補助金を交付しないことに決定した場合は、令和7年度六戸町空き家リフォーム事業費補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として町長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

（状況報告）

第13条 補助対象者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、すみやかに令和7年度六戸町空き家リフォーム事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 規則第11条の補助事業実績報告書は、令和7年度六戸町空き家リフォーム事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第9号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 工事状況写真（施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるもの）

- 3 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 4 第1項の報告書の提出期限は、令和8年2月12日とする。
- 5 町長は、第1項の報告書について、必要があると認めるときは、施工業者等に対し報告書の内容について確認し、又は現地調査等を行うことができる。

(補助金の額の確定通知)

第15条 規則第12条の補助金等交付金額確定通知書は、令和7年度六戸町空き家リフォーム事業費補助金交付額確定通知書(様式第10号)とする。

(補助金の請求等)

第16条 補助金の請求は、令和7年度六戸町空き家リフォーム事業費補助金請求書(様式第11号)を町長に提出して行うものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

リフォーム工事の定義	建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び付帯設備の修繕工事，模様替え工事，増改築工事及びクリーニング等とする。ただし、備品購入によるリフォームは除く。
工 事 の 種 類	(1) 基礎，土台，柱の修繕・補強工事
	(2) 内壁，天井，床の修繕工事
	(3) 塗装工事
	(4) 給排水，換気，電気，ガス，通信等の設備工事
	(5) 外壁，屋根，庇，樋の設置・修繕工事
	(6) 間取りの変更，増築(増築面積は10平方メートル以内であること)等模様替え工事
	(7) 玄関，居室，台所，洗面所，浴室，便所を改良する工事
	(8) 建具の取替等の工事
	(9) ベランダ，バルコニーの設置・修繕工事
	(10) クリーニング